

贈収賄防止ポリシー

はじめに

本ポリシーは Cloud Software Group Holdings, Inc.（「Cloud Software Group」）またはその子会社の従業員または取締役に応用されるものであり、Cloud Software Group が取引を行うすべての第三者（コンサルタント、アドバイザー、請負業者、ビジネスパートナーを含むがこれに限定しない）にも同様の基準の順守を期待するものです。

誠実さは、Cloud Software Group のコアバリューであり、企業文化の中心であり、長期的な成功に欠かすことのできないものです。Cloud Software Group のビジネスを行うに際し、倫理的に行動し、世界のどこにおける活動にも適用されるすべての贈収賄防止法を遵守することが求められます。贈収賄に関与した場合、Cloud Software Group とあなた自身を、懲役、多額の罰金、当社の評判へのダメージなど、深刻な法的効果にさらすことになります。

本ポリシーは、当社の業務行動規範を補足し、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法およびその他の贈収賄防止法の下で期待される行動基準をより詳細に説明することを意図しています。同基準は、ある国では慣習的な行為であっても、それを超えて適用されることがあります。

Cloud Software Group、Cloud Software Group の従業員、役員、取締役、代理人、業務上のパートナー、その他の第三者は贈収賄に関与しません。つまり、Cloud Software Group からの注文を不正に獲得または維持するために、直接または間接的に価値のあるものを提供したり、提供を約束したり、承認したりしません。正確かつ完全な経費レポートを含む会計記録には、Cloud Software Group のビジネス取引におけるすべてのトランザクションを記録する必要があります。

1. 贈収賄は禁止されています

Cloud Software Group のビジネスに影響を与えたり、宣伝したりすることを目的として、以下のことを行ってはならないものとします。

Cloud Software Group

- Cloud Software Group のビジネスに関連して、個人に対して金銭または価値のあるものを提供、提供の申し出、提供の約束、または提供を許可すること（たとえば、顧客が Cloud Software Group に発注したり、政府のライセンスまたは許可を取得するための誘因として）、または
- Cloud Software Group のビジネスに関連して、Cloud Software Group 以外の人物から金銭または有価物を受け取る、または受け取ることができるよう要求すること（例：Cloud Software Group がサプライヤーに注文を出す条件）。

本ポリシーの禁止事項は、以下の場合にも当てはまります。

- 第三者（Cloud Software Group のパートナーや配偶者など）が、支払いや有価物を授受する場合
- 個人的に費用を賄い、経費の払い戻しを Cloud Software Group に請求しなかった場合
- 顧客、ベンダー、またはパートナーが、現行の取引先ではなく、見込みにすぎない場合、または
- その国において、通常かつ慣習的な行為である場合

2. 有価物

「有価物」とは単に金銭や有形物を指すものではありません。状況により、「有価物」には、好意、雇用またはコンサルタントとしての機会、他の方法では支払いまたは購入しなければならないサービスの実行、慈善のための寄付、政治献金、または Cloud Software Group に関する重要な未公開情報などが含まれる可能性があります。

3. 贈答品、会食、饗応

Cloud Software Group のビジネスに関連し有価物を授受した場合、贈収賄防止法に違反する可能性があり、その行為はこのポリシーの下で禁止

されている可能性があります。 特定の状況においては、控え目な贈答品（プロモーショナルなアイテムなど）、会食、饗応の提供は許可されています。 ただし、有価物の授受は、以下の条件をすべて満たす場合のみ認められます。

- **Cloud Software Group** が見返りに何かを購入したり販売したりすることを意図したり期待しないこと
- 正当なビジネス目的に関連し提供されるもの—主としてあなたや他の誰かの個人的な利益のためではないこと
- 合理的で、慣習的かつその場において適切であること
- 頻繁に提供されないものであること
- 公に透明性のある形で提供されること
- グローバル旅費・経費ポリシーを含む **Cloud Software Group** のポリシー、およびすべての現地の法規制を遵守していること。

一人当たり 200 米ドルを超える有価物を直接または間接的に民間企業にオファーまたは提供する場合は、**CSG** リーガルコンプライアンスからの書面による事前承認が必要です。 政府/公的機関に対する有価物に関するそれぞれの制限については、以下を参照してください。 なお、別途予算や財務上の制約により、1 人あたり 200 米ドルを下回ることがありますので、必ず最初に確認してください。

4. 政府職員および役人との関わり

政府職員や役人への有価物提供に関する法律や規則は複雑であり、特に **Cloud Software Group** が政府と契約している場合は、法域によって大きく異なることを念頭に置いておいてください。 商業的な顧客に対しては許されることであっても、政府の職員や役人に対しては違法となることや、政府の事業を危険にさらす可能性があります。 政府職員または役人の定義は広範で、地方自治体、州、地域、連邦政府または政府のあらゆる部門、機関、省庁、団体の役員および職員、公職候補者、政党の役員または職員、王族、および政府機関、国有または国が管理している企業（例えば、国営石油会社、国営病院）に雇用されているか、その代表を

していると思われる人物を含みます。

法務部が書面で事前承認した場合を除き、20 米ドル以下の会社ブランドロゴアイテムを除き、政府職員または役人に直接または間接的に有価物を提供または贈与することはできません。政府/公共部門の従業員に対して有価物を提供するための法務の事前承認を証明する書類を、すべての支払いまたは払い戻し請求書に添付して提出する必要があります。

有価物を提供、またはその支払いを行う前に、当該人物が **Cloud Software Group** の定義による政府職員または役人であるかどうかを確認するのは、あなたの責任です。当該人物が政府職員または役人であるかどうかについて疑問がある場合は、法務部に相談してください。

5. 利益供与金は禁止されています

Cloud Software Group の業務で特定の国に勤務または出張する従業員は、政府職員や役人、またはその他の人物から、税関での商品の処理、ライセンスまたは許可の取得、検査のスケジュール設定など、特定の公的特権、サービス、または行動を迅速化または確保するために支払わなければならないと言われることがあります。このような種類の支払いは、しばしば利益供与金として知られていますが、許可されていません。これらの日常的な政府関係サービスを受けるための利益供与金の支払いをするよう求められた場合、責任者または法務部門に指示を仰いでください。

6. 第三者活動

Cloud Software Group は、第三者（例として、販売業者、再販業者、代理店、サプライヤー、請負業者）による禁止された支払いや不正行為に対して責任を負う可能性があるため、**Cloud Software Group** のビジネスに関連して、そのような贈収賄の可能性を最小限に抑えるための合理的

な措置を講じています。賄賂にはさまざまな形態があり、金銭だけでなく「有価物」である可能性があることを忘れないでください。

Cloud Software Group のビジネスに関連して、個人が不適切に有価物を提供することを第三者に奨励または促進してはなりません。また、Cloud Software Group を代表し交流する第三者（チャネルパートナーやサプライヤーなど）の行為に注意する必要があります。Cloud Software Group のビジネスなどに関連して、第三者が賄賂を提供している可能性に気付いた場合、直ちに法務部に報告してください。

あなたは直接的または間接的に第三者を利用し、本ポリシーまたは他の Cloud Software Group のポリシーを迂回したり回避したりしてはなりません。

7. レッドフラグ

例えば、Cloud Software Group が汚職で知られる国でビジネスを行っている場合など、時に「レッドフラグ」や懸念を抱かせるような状況に遭遇することがあります。懸念点がある場合、速やかに上司または法務部に報告するか、以下に概説する Cloud Software Group の報告方法を通じて懸念事項を報告してください。以下は、本ポリシーに遵守していないことを示唆する、あるいは汚職関連の一般的なリスク領域を示す、「レッドフラグ」の非網羅的なリストです。

- 特に政府職員や役人が関与している、贅沢な贈り物や接待があるか？
- 個人または企業の人が、以前に詐欺や贈収賄に関与したことがあるか？
- 第三者は、政府職員または役人と個人的またはビジネス上の関係があるか、または当該第三者が政府職員または役人から推薦されたか？
- 新設法人か？第三者は、関連する資格またはその分野における経験を欠いてはいないか？所有権について、透明性があるか？
- 第三者は、現金での支払い、慣例にない信用条件、慣例以上の割引やマージンなど、通常とは異なる契約条件や支払い方法を要求していないか？
- 支払いは、取引に関与していない第三者を介して行われているか？

- 契約成立前に支払いを要求されることはあるか？

自己責任ではあるが、助けを求めてください

あなたには本ポリシーを完全に遵守することが期待されています。Cloud Software Group は、本ポリシーまたはその他のポリシーの違反に関する善意の報告について、例えそれが Cloud Software Group の事業に損失を与える結果になっても、報復や仕返しを容認しません。

本ポリシーを 遵守しなかった場合は、雇用終了や Cloud Software Group との関係打ち切りを含む懲戒措置の対象となります 適用されるすべての法律を遵守し、文書で記録された本ポリシーの例外は、法律顧問またはその被指名人によって許可される場合があります。 このポリシーの要件または法律について疑問がある場合はいつでも、法務部の担当者に相談してください。

本ポリシーに対する違反を知った場合、または疑いがあった場合は、報告し、何か不明な点がある場合は助けを求めることが期待されます。そのような目的のために、Cloud Software Group の法務部長に連絡することが推奨されます。

また、法律で認められている匿名での報告も可能な、機密の Cloud Software Group インテグリティヘルプラインにここから [EthicsPoint - Cloud Software Group](#) アクセスすることでいつでも利用できます。

改訂	作成者	データ作成	コメント／注記
1.2	J Ingram	2018 年 11 月 22 日	SH 修正の採用
発効日	レビュー者	レビュー日	コメント／注記
所有者	承認者	承認日	コメント／注記